

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令番号	昭和25年法律第201号
手続名	指定確認検査機関の指定の取り消し（第2項）	根拠条項	法第77条の35第2項

処分基準	○建築基準法に基づく処分基準 都道府県知事は、指定確認検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じができる。 一 第6条の2第4項若しくは第5項、第7条の2第3項から第6項まで、第7条の4第2項、第3項若しくは第6項、第7条の6第3項、第18条第16項若しくは第18項、第18条第24項から第27項まで、第18条33項、第34項若しくは第36項、第18条第39項、第18条の3第3項、第77条の21第2項、第77条の22第1項若しくは第2項、第77条の24第1項から第4項まで、第77条の26、第77条の28から第77条の29の2まで又は前条第1項の規定に違反したとき。 二 第77条の27第1項の認可を受けた確認検査業務規定によらないで確認検査を行ったとき。 三 第77条の24第4項、第77条の27第3項又は第77条の30第1項の規定による命令に違反したとき。 四 第77条の20各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。 五 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員若しくは副確認検査員若しくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。 六 不正な手段により指定を受けたとき ○ 佐賀県指定確認検査機関の処分の基準（平成22年4月1日策定）

対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次No.
------	-----------------------	------	-------	------	-------	-------